

令和元年度第1回岸和田市環境審議会 会議録

承認		事務局							《開催日時・場所》	
会長	中山委員	市民環境部長	環境課長	参事	主幹	担当長	主査	担当員	令和2年1月14日(火) 14:00~16:10	
済	済								岸和田市立保健センター 3階 会議室	
《出席者》 環境審議会委員：20名中14名										
石田委員	宇口委員	梅崎委員	江種副会長	大家委員	表委員	川瀬委員	佐久間委員	佐藤委員	高原委員	
○	—	○	○	○	—	○	○	○	—	
竹中委員	谷口委員	辻委員	中山委員	原宗久委員	原祐二委員	松井委員	山田委員	山根委員	吉田会長	
—	—	○	○	○	—	○	○	○	○	
理事者・事務局	(理事者) 春木市民環境部長 (事務局) 環境課：谷藤課長、重田参事、坂本主幹、亀田担当長、今口主査、植田担当員 (調査機関) アルパック 中川、盛川									
傍聴人	1名									
《案件概要》 <審議事項> 岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について ・岸和田市環境審議会温暖化対策専門部会 部会報告 <報告事項> 岸和田市環境保全条例の改正について 岸和田市環境計画の進捗状況について										
《内 容》 別紙次第のとおり進行 ● 開会 ● 市長挨拶 永野市長の挨拶を春木部長が代読。 ● 資料の確認										

● 議事録の確認委員の指名

● 審議事項「岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改正について」

（会長）

温暖化対策については地球規模の問題となっており、集中的に審議するために、専門部会で地球温暖化対策実行計画の骨子案を検討してきました。今回は骨子案の中間報告となります。今後、計画についてはもう一度審議する機会があります。

（事務局）

本市では、平成 23 年に岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）を策定し、地球温暖化対策の取り組みを進めてまいりました。

平成 30 年 3 月 7 日開催の環境審議会において、岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について諮問させていただき、今年度、温暖対策専門部会を 2 回開催し、現在、この骨子案までとり纏めることができました。

まず、岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）と（区域施策編）との名称があるのですが、平成 23 年に策定をしました原計画は区域施策となっており、今回策定の計画は、区域施策編とします。

1 枚めくっていただいて目次ですけど、原計画は、第 1 章から第 6 章までの構成となっており、改定後も同じ 6 章なのですが、第 5 章に新しく気候変動に対する適応策を設けましたので、章の構成は少し変更しています。

1 ページをお願いします。1 ページは、第 1 章のサマリー、計画の策定背景をまとめた概要となっており、国内外の動向、本市の動向、計画の基本的事項についてまとめています。

国内外の動向、本市の動向はこのページで説明をさせていただきます。国内外の動向、迫りくる気候変動への脅威として、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）による気候変動に関する報告では、CO<sub>2</sub> 排出削減などの温暖化対策を最大限努力しても、温暖化は避けられない。もう気候システムの温暖化は疑う余地がない。パリ協定の採択・発効では、今世紀末の平均気温上昇 1.5℃未満に抑える努力を追及することに言及、今世紀末に人為的温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることが必要であると言及されています。

世界で頻発する異常気象・気象災害、国内の気候変動対策「緩和と適応」では、国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス削減目標を、2030 年度に 2013 年度比 26%削減、2050 年までに 80%削減を目指すことを位置づけ。

昨年度、気候変動適応法の施行と国の気候変動適応計画が策定され、地域の実情や特性に応じた適応策が重要とされています。

国の第 5 次エネルギー基本計画では、2030 年度までにエネルギーミックスの確実な実現。2050 年度にエネルギー転換による脱炭素化に挑戦。

環境・経済・社会の統合的解決へ、SDGs の採択「そして私たちの世界を変えよう」「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す。

環境・経済・社会の統合的解決へ、地域循環共生圏の提唱などがあります。

本市の動向では、台風・豪雨などによる自然災害の多発、臨海部や丘陵地区における開発整備、コミュ

ニティの希薄化などがあります。

10 ページをお願いします。1－3計画の基本的事項(1)計画策定の位置づけ及び目的、下から7行目、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）です。また、「気候変動適応法」第4条及び第 12 条の規定に基づき、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動に関する施策の推進を図るため、地域気候変動適応計画を包含した計画とします。

11 ページをお願いします。(2)計画の対象範囲は、原計画は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素を対象としておりましたが、本計画で対象とする温室効果ガスは、表にあります、5つの部門のエネルギー起源 CO<sub>2</sub>のみを対象とします。(3)計画の期間と目標年度は、本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和 12（2030）年度までとします。基準年度及び目標年度は、国の計画と整合性を図るため、下記のとおりとします。また、令和32（2050）年度を長期目標年度として設定し、長期的な対応を見据えた計画とします。

12 ページをお願いします。12ページは、第2章のサマリー、本市の現況をまとめた概要となっており、本市の概況と特性、温室効果ガス排出状況、本市の気候変化と将来予測についてまとめています。

第2章岸和田市の現況も、このページで説明をさせていただきます。

本市の現況と特性は、地形、気候は、臨海部・平地部・丘陵部・山地部に区分。丘陵部から山地部に豊かな自然が残る。温暖寡雨な瀬戸内海性気候である。

人口・世帯については、人口は減少傾向、世帯規模の縮小化、世帯数は増加傾向。産業は、事業所数は減少、小規模事業所が多い。農家数は全体的に減少、専業農家は微増となっています。その他、エコカーは自動車全体の 16%、太陽光発電設備は急速に普及しています。

温室効果ガスの排出状況では、本市の 2016 年度の温室効果ガス排出量は 133 万 t-CO<sub>2</sub>。2009 年度以降大きく増加し、2013 年度以降は横ばい。1990 年度からは、25.8%増加、2013 年度から 5.2%増加。他都市と比べて産業部門が多く排出量全体の 48%を占めています。電力起源による排出量が多く、排出量全体の 72%を占める。2009 年度以降、電力と都市ガスによる排出量が増加し、総排出量の増加の大きな要因になっています。

ここ数年の製造業の大規模事業所の進出や景気回復、世帯数の増加などにより、産業部門と家庭部門の増加が顕著であり、原子力発電所の長期停止により火力電源の発電電力量が増えたことによる影響も大きい。

本市の気候変化と将来予測、気温は、年平均気温 16.4℃、近年やや上昇傾向、過去 3 年間の真夏日は、年 60 日強程度で熱帯夜は 5 年連続増加。21 世紀末の大阪府の年平均気温は 20 世紀末から最大約 4.2℃、季節によって 3.6～4.5℃上昇すると予測されています。

降水量は、バケツをひっくり返したような激しい雨が増加、降水量は時間当たり 50 mm以上の年間発生回数が 3 倍程度に増加。1 地点あたり年間無降水日数は約 10 日増加すると予測されています。

26 ページをお願いします。第3章は、気候変動対策の方向性と削減目標とありますが、削減目標は第4章になりますので、気候変動対策の方向性に修正いたします。

計画の表紙にありますサブタイトル、「つきあいを大事にした地域循環共生圏型の気候変動対策」は岸和田版地域循環共生圏をイメージし、地球温暖化対策として、緩和策と適応策の方向性・将来のまちの姿を4つ掲げました。

続いて28ページをお願いします。第4章温室効果ガス排出削減に向けた緩和策の削減目標は、2030

年度に 2013 年度比 30%以上削減としました。削減目標の考え方は、29ページをお願いします。

地球温暖化対策については、既に世界的に、脱炭素社会へ舵を切っていくことが求められていることから、ゼロカーボンシティに向けて 2050 年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、バックキャストイング手法により設定された、国の対策量を基本としつつ、本市で可能な取り組みについて想定を行い、目標の設定を行いました。

また、将来の社会は、人口や事業所数等も変わっている可能性があります。そこで、まず、追加的な対策を行わず、今、想像しうる社会変化のみを想定した将来の本市の温室効果ガス排出量、追加的な対策を何も行わない場合を算出し、その後、対策量の推計を行い、目標値を設定しました。

(2) 温室効果ガスの将来推計（追加的な対策を見込まないまま推移した場合：BAU）

今後の削減目標を検討するにあたり、現状から追加的な対策を見込まないまま推移した場合における、温室効果ガス排出量の将来推計を行いました。2013 年度を基準年として、2030 年度までの温室効果ガス排出量の将来推計を部門別に行ったところ、2030 年度の排出量は、133.7 万 t-CO<sub>2</sub> であり、2013 年比で約 6.1%増加となりました。

(3) 削減目標は、31ページをお願いします。

国の地球温暖化対策計画の削減の根拠となる地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠における地球温暖化の対策・施策のうち、本市において実現可能な対策、項目を積み上げ、削減量の試算を行いました。

試算の結果、本市において最大限の対策を実施した場合、2030 年度に 28.5 万 t-CO<sub>2</sub> の削減(約 22% 減)となります。また、国の定めたエネルギーミックスによる電力の排出係数の低減により 22.7 万 t-CO<sub>2</sub> の削減(約 18%減)が見込まれます。一方、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来推計では、2030 年度の温室効果ガス排出量は、約 133.7 万 t-CO<sub>2</sub> と推計されており、この排出量から対策、施策及び電力排出係数の低減による削減分をあわせると、約 83 万 t-CO<sub>2</sub> (2013 年度比約 34% 削減)となることから、2030 年度に 2013 年度比 30%以上削減することを目標としました。

32 ページ以降は、国の地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠における地球温暖化の対策、施策のうち、本市において実現可能な対策、項目取り組み及び施策を整理し、市民、事業者、行政の取組に印をつけて表しております。

また、原計画策定時のパブリックコメントにおいても「何を、どのようにすれば、どれだけ CO<sub>2</sub> が削減できるのか、削減効果を数値化するなど、もっと具体的に示してもらいたい」などの意見がありましたので、コラムを多く入れております。

42 ページをお願いします。第5章気候変動に対する適応策です。5-1 適応推進の方向性。

適応とは、すでに起こりつつある、あるいはこれから起こり得る気候変動の影響に対して、被害を回避・軽減していくための取り組みであり、米を高温に強い品種に変えたり、大雨による浸水被害を防ぐためのインフラ整備や、熱中症予防のための水分補給なども、適応策の例として挙げられます。

本市においては、これまで、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」を中心に取り組みを進めてきましたが、今後は「緩和」と「適応」の両輪で取り組みを進めていくことが求められています。

国の適応計画においては、7分野、30 大項目、56 小項目ごとに、重大性、緊急性、確信度の観点から、評価を実施して示しています。

本市では、国の計画に示された分野をもとに、本市の現状と特性を踏まえ、農林水産業、自然環境、自然災害、健康・市民生活の4分野で整理を行い、本市において想定される気候変動による影響を示すとともに、既に進んでいる施策も含めて今後取り組むべき適応策を整理しました。

なお、適応策は様々な分野にかかるものであり、また複合的な効果につながっていくことから、全庁的な連携のもと推進していく必要があります。

43 ページは、国の適応計画で示された気候変動影響リスク評価への対応として重大性、緊急性、確信度を表に表しています。

44 ページ以降は、本市で生じるおそれのある影響と適応策について、庁内各課に照会し、一部の部署にはヒアリングを実施し、まとめました。44 ページは、農林水産業の分野について。

本市で生じるおそれのある影響では、農作物の品質低下や生育障害、病害虫の発生増加や自然災害による農作物被害の拡大、ため池の被害発生リスクの増加、乳用牛や鶏の生産性低下、海水温の上昇等によるイカナゴやシラスなどの漁獲量減少などがあげられました。

考えられる適応策は、農家等への情報提供。農家等への普及啓発、取り組み推進。農家等の経営安定化。ため池の被災リスクの低減。野生鳥獣対策。森林の保全整備。水産資源の影響把握。漁業関係者の経営安定化などの対策があげられました。

46 ページをお願いします。2つ目の自然環境の分野、本市で生じるおそれのある影響では、水温上昇による水質等の変化、無降水日数の増加による渇水の増加、気温上昇など環境変化による生物生息域の変化、自然災害などによる自然生態系の変化、外来種の侵入、定着などがあげられました。

考えられる適応策は、河川、池、海域等におけるモニタリング、生物の継続的なモニタリング、生物多様性保全の理解促進、生態系ネットワークの確保、市民協働による自然環境保全などの対策があげられました。

47 ページをお願いします。3つ目の自然災害の分野は、本市で生じるおそれのある影響では、ゲリラ豪雨等の増加による水害リスクの高まり、高潮などによる背後地への浸水被害、土砂災害発生頻度の増加、土砂災害の警戒避難時間の短縮化、台風、豪雨等によるインフラ・ライフラインへの影響、災害による行政機能や経済活動への影響などがあげられました。

考えられる適応策は、雨水排水、貯留浸透機能の拡充。ハザードマップの更新、作成、市民への周知、啓発。災害リスクの情報提供。地域と連携した災害対応体制の充実、強化。災害廃棄物の処理に関する検討。災害を想定したインフラ、ライフラインの整備などの対策があげられました。

49 ページをお願いします。4つ目の健康、市民生活分野の本市で生じるおそれのある影響では、熱中症の増加、祭、イベントにおける熱中症患者の増加、デング熱など感染症リスクの増加、ヒートアイランドの進行などがあげられました。

考えられる適応策は、熱中症予防、対処法の普及啓発。感染症対策の普及啓発。ヒートアイランドの緩和などの対策があげられました。

最後に第6章推進体制については、6-1 協働の推進体制3行目以降に、また、将来の気候変動については、不確定要素を含むとともに、国や大学等研究機関での研究も日進月歩の状況です。また、一自治体では解決できない課題もあります。そのため、国や府、研究機関等とも連携しながら取り組みを進めてまいります。なお、府では、地域気候変動適応センターを2020年4月に開設し、府域における気候変動の影響と適応に関する情報収集・整理や住民等への情報発信等を行っていく予定であり、本市も連携し

ていくことが望まれます。と適応策の策定に伴い一部追記しました。

6-2市の推進体制に、下の2行を追加し、6-3推進管理方法に、下から3行目に、「社会情勢や技術動向等を鑑みながら、」を加えました。説明は以上です。

(会長)

温暖化対策専門部会長の松井委員より、審議過程や内容等についてなにかありましたら、お願いいたします。

(部会長)

事務局の方に努力によりここまで作ることができました。今回の趣旨について、説明いたします。1ページの左上のボックスに「迫りくる気候変動の脅威」とあります。今年は雪も降らず、気候変動は体感できるレベルで進行しており、これは世界全体で同様です。2015年のパリ協定の際に温度上昇を2℃までに食い止めることで同意されましたが、その後国際的に1.5℃までという流れにシフトしてきています。しかし1.5℃気温が上昇すると、現在の社会システムでは対応できません。そのため、「緩和と適応」の両方が掲げられるようになりました。2030年度までにCO<sub>2</sub>排出量3割減、2050年度までにCO<sub>2</sub>排出量8割減ということが緩和の目標です。一方で、1.5℃上昇に対する適応が今回の改訂の目玉となっています。気候変動の影響は地域ごとに異なるため、岸和田バージョンの適応策を作る必要があります。また、3ページの同じ箇所に「環境・経済・社会の統合的解決へ」とあります。世の中は気候変動のためだけに回っているわけではないため、緩和と適応と言ってもご理解が得にくいということがあります。SDGsが採択され、17のゴールが示されましたが、気候変動もそれだけではなく他の課題との統合的な解決が求められています。気候変動はSDGsのゴールのうち13、14、15に関係してきます。例えば、13のゴールを解くことで、子供の貧困に関してや再生可能エネルギーによる経済活性化など、他の課題解決にもつなげようというのが今回の目玉の一つです。

また、6ページの右上に地域循環共生圏の図があります。都市と里海・里山が連携して、地域で様々なものが循環して共生する仕組みを作る、といった考えが現在、地域循環共生圏と言われています。内閣府からのトップダウンで、全国的に地域循環共生圏を作っていくという話が出てきています。適応と緩和について、地域循環共生圏という考えに基づきながら、都市部だけの省エネではなく、岸和田の里海や里山と連携しようという考えが今回あります。

今後10年間で勝負所の時期です。皆さんの普段の生活の中から、ご意見をいただきたいと思います。

今回のストーリー展開で、国際標準レベルでの枠組みはできています。また、適応策の章を作るのは岸和田市で全国30自治体目であり、先進的な取組であると言えます。今後、他市からの視察等の可能性もあり得ると思いますので、ぜひ先進的な計画の提案をいただきたいと思います。

(会長)

明確な位置づけをしていただき、ありがとうございます。ご質問やご意見があればお願いします。今回の案は中間報告ですので、ここから磨き上げることとなります。岸和田らしく、先進的なものを作っていければと思います。

(委員)

3章に記載されている削減目標について、全体としては非常によくできていると思いますが、国のエネルギーミックスに頼る部分が大きくなっており、国の方針がうまくいかなければ、市も目標を達成できません。前回の計画で目標を達成できなかったのも、原発が止まって電力の排出係数が変わったためでした。

再生可能エネルギーの促進や吸収源、廃棄物対策等の自分たちの努力でコントロールできるレベルのことを記載した方が良いのではないのでしょうか。それが地域の計画の意味ではないのでしょうか。

また、記載されている適応策がSDGs的ではないと思います。個々の産業部門で高温品種の稲などについてはふれられていますが、水田の生物多様性については何もありません。自然環境の部分でモニタリングや理解促進と書かれていますが、岸和田市生物多様性戦略への言及がありません。SDGs的ではありません。生物多様性保全は適応策の中でも重要な柱と位置付けられています。二つの計画の整合性をとるようにしていただきたいと思います。46 ページに記載されている「生態系ネットワークの確保」は、緑化政策のメニューだけと読めます。しかし、実際には久米田池や溪流対策等についても重要です。まだ適応策が縦割りだと思います。

以上をまとめると、一つ目に岸和田市の独自の努力による温室効果ガス排出量の削減、二つ目に緩和策での有機的な連携、となります。

(会長)

ありがとうございます。今回は意見を集約するというより、様々な意見を伺う場にしたいと思います。

(事務局)

ご指摘の通りだと思いますので、今後掘り下げて考えたいと思います。

(委員)

先の委員のご意見に同感です。

今回の骨子案は、骨子案にしては詳しいと思いました。1～6 章の大きな構成は良いのですが、各章の中身に濃淡があります。1 章、2 章で 34 ページある一方で、4 章、5 章が短く、市民や事業者に渡った時に「何をせよ」というのが見えないと思います。市民、事業者として省エネ対策に向けてどうするかをもう少し書く必要があります。例えば集中豪雨や感染症に対して、具体的にどう対処するかということをもう少し踏み込んで書いてもいいと思います。また、ヒートアイランドと温暖化は、発生のメカニズムは違いますが現象としては似ており、対策としても似ているところがあります。例えば蓄熱・廃熱対策の方法について書いてほしいと思います。

第 2 章についてデータが多いと思います。グラフは後ろに持ってきて、温暖化の状況の結果だけ記載してはいかがでしょうか。4 章、5 章に焦点があたらなくなります。市民目線で見てみて、濃淡の工夫をしていただきたいです。

目次の簡略化や、施策の柱を図示するのはいかがでしょうか。最終的に市民に読んでもらう冊子なので、わかりやすくしていただきたいです。また、表紙のサブタイトルは、中身をじっくり読めばなんとなく意味がわかりますが、最初は意味が分かりませんので、とっつきやすいものにしてはいかがでしょうか。

(会長)

緩和の対策についてや、全体の濃淡、内容の図化、サブタイトルについてご意見をいただきました。他にいかがでしょうか。

(委員)

20 ページ上部にある「産業部門が非常に多くなっています」という記述は、「産業部門からの CO<sub>2</sub> 排出量が非常に多い」ということと理解しました。産業部門からの CO<sub>2</sub> 排出量の削減については、34 ページの内容くらいしか見当たらず、あまり具体的ではありません。

農業のビニールハウスの温室が増えています。地面が雨を吸い込まず、太陽熱が反射されます。農家の

田園風景が循環的ではありません。そういったことへの視点がほしいです。

岸和田市独自の視点で言えば、丘陵地が開発されて工場が建ったり住宅地の分譲がされたりしています。丘陵開発が終わりにならないかなと考えています。神於山でこれだけ裸地が増えると外来種が来たり、フクロウが餌場を無くして繁殖できなくなったりするのではないかと懸念しています。市街地には空き家が増えていますし、なんとかならないかと思います。津波の恐れがあるので丘陵地に行きたいということもわかります。

エネルギーの問題ですが、太陽熱温水器が最良の方法だと思います。自宅でも使っていましたが、風呂や洗濯、炊事のためにガスを使わなくて良くなります。以前自宅のもののパイプに穴が空いて、修理する際にちょうど家の耐震診断をしたところ、震度3で倒れると言われ、重いものを屋根に置いてはいけないということで太陽光パネルを置けなくなりました。その後高効率給湯器を導入して、床暖房にも使っていますが、市が工事費の半額を補助してくれ、ガス会社が半額値引きしてくれました。電気代に換算すると7~8年で元が取れます。最初のコストが高いと、市民にとっては設置が難しいと思います。

新しい家は、どこも車を前に止めることができ、コンクリート舗装になっています。また、庭木が無い家もあります。岸和田で、家には必ず木を植えること、という決まりはできないでしょうか。マンションなら住民の数の本数の木ということになります。自分の家にはブロック塀にナツツタがあり、夏に温度が下がります。また、グリーンカーテンをして、落葉樹も植えています。家の中からはいつも緑が見え、風が入ります。夏場にもエアコンを使いません。緑を増やすためになんとかできないでしょうか。

広報誌に、温暖化対策としてこういうことをしています、ということを一一般市民や企業が紹介するスペースを毎号作ってはいかがかと思います。

(委員)

15ページの廃棄物の量の推移を見ると、事業系ごみで増加傾向であります。家庭系ごみは減っており、これまでの取組が浸透したものと思いますが、事業系はなぜ増えているのでしょうか。また、こういった取組をされているのでしょうか。

溜め池から水が流れる溝は、稲作をしている場所では青年団等が掃除をしています。そうでない場所では埋まってしまい溝とも言えない状況となっており、水利組合も整備していません。草というより木が生えている状況で、整備をしないと豪雨の時に対応できないと思います。

(事務局)

家庭系の廃棄物は、有料化や分別の取組をしています。事業者に対しては、燃えるごみと燃えないごみ、できれば再生資源への分別もしてもらっています。また、年間2.5トン以上廃棄する事業者には、排出計画を出してもらったり、管理責任者の専任をもらったりしています。ただし経済活動に伴うごみなので、必ずこうなさい、といったことは言いにくいのが実情です。また、ごみの組成が変わってきて、カロリーが上がって難しいという面もあります。再生できるものは再生資源にさせていただくということを引き続きお願いする、というところまでしかできていません。

(事務局)

溜め池の多くは水利組合が所有しており、管理が行き届いていない例が全国的にも多くあります。45ページの下部にあるように法律が整備されました。農業用ため池の適切な情報把握と災害防止等が求められており、今後調査が進んでいくと思います。

(委員)

溜め池は全国的に厳しい状況で、水利組合も相続の関係で関係者が何百人もいて手を付けられないというケースもあります。安易に溜め池をつぶすのも、遊水機能が無くなるので良くありません。また、岸和田や堺は溜め池が多く、そのため水草が豊富にあります。洪水対策、環境創出、生物多様性、景観といったことも含めて、二択ではなく総合的にどう機能を兼ね備えるかということになります。農業部門や河川部門も関係しており、庁内横断的に解決を試みなければなりません。

(委員)

溜め池を潰せとは言っておらず、管理をしてほしいということです。

(委員)

先の委員と同様の意見ですが、全体的にかなり細かいという印象です。普通の計画は、体系図や目標があり、現状についてはそれほど細くないと思います。

適応策については、もう少し踏み込んだ内容として、市民向けとして最初に分かりやすい図があればと思います。

(会長)

概要版はあるのでしょうか。

(事務局)

現時点ではありません。

(委員)

岸和田女性会議ではペットボトルのキャップをワクチンに、という取組をしています。ペットボトルのキャップやラベルは本来プラごみかもしれませんが、少しでも役に立つようにできないかと思います。緩和と適応について、日常生活のなかでどう気を付けるか、項目別に書いていただければと分かり易いと思います。

前回の災害の時の経験を活かして次の災害の時に合理的にごみ処理できるように、日常生活の基本からなにか考えられないかと思います。

太陽光パネルが田んぼにあることがあり、豪雨の時には人命に影響があり危険です。一概に太陽光が良いとも言えません。

20~30年後のことも踏まえて、よりわかりやすく市民に示してもらえればと思います。

(委員)

計画において全て網羅的に記載するのは難しいと思いますが、代表的なところを示していただきたいと思います。

(委員)

考え方はグローバルになっていますが、行動は足元からと言われます。パンフレット等の啓発では、自分に関係するところしか見ません。一行だけ等、少しのスペースからでも広報を始めればいいのかもありません。専門的な内容は、関係ある人しか見ません。

(委員)

家庭での省エネを実践しているつもりですが、啓発はできていません。エアコンやテレビ、冷蔵庫等の電化製品について5つ星の製品を買うとか、EM ぼかし等による生ごみのたい肥としての活用に取り組んでいます。生ごみの乾燥機への補助金は現在どうなっているのでしょうか。市民への周知不足の点がまだまだあると思います。

(事務局)

生ごみ処理機には補助金の制度があり、年によってばらつきはありますが年間 10~20 件ほど申請があります。HP にも載せており、環境フェア等でも紹介していますが、あまり興味を示していただけていません。

(委員)

そうであれば、生ごみは家庭で電気を使わずできるだけ乾燥させて出すように、啓発活動をするべきだと思います。お金もかかりません。

(委員)

クリーンセンターの熱の活用はできないでしょうか。例えば災害時の利用はないでしょうか。また、生ごみは水分が多いので、プラごみで調整すると聞きました。そういった点について岸和田独自の方策は無いでしょうか。

(事務局)

クリーンセンターの余熱は発電に利用しています。建設前には温水プールや温泉施設の計画もありましたが、他市町村の例を見ても利用が少なく赤字であったため実現せず、現在はほぼ発電に使われています。

(委員)

6 ページの地域循環共生圏の図について、岸和田版で示せばよりわかりやすいです。

(委員)

大阪では能勢町で地域循環共生圏について、事業としても町の計画としても、かなり積極的に取り組んでいます。

(委員)

12 ページの「本市の気候変化と将来予測」について、市が独自で予測しているのでしょうか。また、熱帯夜の増加や気温の上昇については都市熱の影響も加味されているのでしょうか。

(事務局)

気象庁のデータを引用して記載しております。

(委員)

気象庁のデータから予測をしたということですね。予測方法を書いていただきたいと思います。また、都市熱については勘案していないと理解しました。

(委員)

記載されている適応策は、全て行政が関与するとされています。しかし、例えば自主防災組織など、実際には関与しないところもあると思います。適応策について行政が全てやるということで良いのだろうか、と思いました。

(事務局)

市民だけでできる適応策もあるかと思いますが、環境省による適応策の策定マニュアルには「行政ができることから」とあるので、このような記載になっています。

(委員)

時間が限られているとは思いますが、市民や事業者独自でできることを追加してはいかがかと思いません。

(部会長)

3～5章を太らせていくのが大切なことだと思いますので、引き続きお願いいたします。また、環境部局が一般論としては弱いことは承知しており、気候変動は環境部局だけで抱える問題ではありません。気候変動が人ごとの問題では無くなってきており、そういった観点からSDGsに関連して佐久間委員からご指摘がありました。

市長へのメッセージでもあると思いますが、時流を読み違えないように、6章の推進体制に市長トップダウンのタスクフォースを記載して、各部分に各局の名前を書くくらいしっかりと協議体制を作っていたきたいと思います。

(会長)

政令市以外で区域施策編を策定するのは、限られた例しかなくチャレンジングであり、難しい事だと思います。廃棄物や省エネなど、全てのことを実行計画の中でやるということではなく、各部局と連携するようにしていただければと思います。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

#### ●報告事項「岸和田市環境保全条例の改正について」

(事務局)

岸和田市環境保全条例の一部改正についてご報告します。昨年4月15日付で岸和田市環境保全条例の一部改正について答申をいただきました。それ以降の経過について説明をさせていただきます。

いただいた答申を基に、パブリックコメントを令和元年5月21日～令和元年6月21日まで実施しましたが、意見はございませんでした。

そのあと、庁内法規担当部署と条例案を協議作成いたしまして、検察庁協議を行ったのち、市議会12月定例会へ上程、冒頭、市長挨拶で報告がありましたように、12月13日付で改正条例は議決されました。条例の変更点は、お配りの資料2新旧対照表のとおりですが、答申をいただいたのちに庁内協議等のなかで一部変更したところがありますので、説明をさせていただきます。10ページをお願いします。

別表第1指定事業所第2項次の各号に掲げる業を営む事業所又は当該事業所、第36号に、(36)自動洗車場(スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。)については、庁内法規担当部署との協議の中でスチームクリーナーのみの設置事例がないこと、自動車車両線状施設については、水質汚濁防止法又は、下水道法で規制できることから、他の事業所と同様に削除することとなりました。

また、第5節の放送電波受信障害の防止につきましては、本市建設部局において規制する体制が整っていることを確認したうえで、市議会へ上程いたしました。

最後のページ附則では、この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の岸和田市環境保全条例別表第3その2第2項第3号の規定は、公布の日から起算して6カ月を経過した日から施行する。となっておりますのは、17ページあります亜鉛含有量の排出基準を強化しましたので、周知準備期間をおくため6カ月を設けております。

現在は、改正条例に合わせ、条例施行規則の一部改正を進めておりますので、改正後は改めて条例及び条例施行規則を、お示しさせていただきます。説明は以上です。

(委員)

83条の表彰について削除されています。これからはもう無いのでしょうか。表彰によって意欲を出せ

ると思います。

(事務局)

第2章の15条の3に記載されています。

●報告事項「岸和田市環境計画の進捗状況について」

(事務局)

それでは、環境計画の進捗について報告をさせていただきます。

岸和田市環境保全条例第6条第2項の規定により、資料4の環境白書を作成し、後日ホームページにおいて公表します。また、環境計画は、第4次岸和田市総合計画まちづくりビジョンや他の関連計画、都市計画マスタープランや緑の基本計画に留意しつつ、4つの基本目標を掲げています。お配りの資料3につきましては、資料4の環境白書の6ページと7ページの抜粋版となっております。環境計画の環境指標と、目標の目安について進捗状況をまとめています。資料3の岸和田市環境施策のみで説明をさせていただきます。

昨年の審議会で、前年との比較など経年で見れるようになってきていると分かりやすいとのご意見をいただいておりますので、過去2年分がわかるようにさせていただきました。

環境計画一つ目の基本目標1「生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る」こととして、4つの指標があります。

その一つ目が「人工海浜で確認された生きもの数」です。本市では、阪南2区のちきりアイランドに人工干潟があり、毎年、生物調査を実施しており、右の進捗状況に記載のとおり貝類から鳥類まで計390種の生息を確認しております。これは「ちきりアイランドの人工干潟における環境保全活動実践業務報告書」に記載の数値でございます。報告書は毎年作成されております。より多くの生きものの生息を目指そうとするものでございます。

二つ目の指標は市民一人当たりの都市公園面積でございます。これは第4次岸和田市総合計画のまちづくりビジョンの目指そう値の目標、一人当たり8.4㎡に対しまして、平成30年度実績では一人当たり9.0㎡の面積でございます。

三つ目の指標は施設緑地面積です。これも市のまちづくりビジョンの目指そう値の目標342ヘクタールに対し、平成30年度実績では346.85ヘクタールとなっております。

四つ目の指標、里山保全活動数は、本市の里山である神於山で関係団体が実際に活動された人数を報告しております。2,217人が平成30年度1年間で活動しております。

次の基本目標2健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成するでは、2つの環境指標を定めております。

一つ目は大気、騒音、水質、地下水、ダイオキシン類の項目で環境基準の達成を目指すものでございます。平成30年度は、全ての項目で環境基準を達成しております。

大気では、大気汚染物質(5物質)のうち光化学オキシダントが環境基準を超過しましたが、その他の項目は環境基準を達成しています。

有害大気汚染物質(4物質)は全て環境基準を達成しております。

騒音では、一般地域の4地点の調査で環境基準を達成し、道路に面する地域での調査では全戸数の

96.1%で環境基準を達成し、航空機騒音調査でも環境基準を達成しております。

水質では、公共用水域 7 河川 11 地点で調査を実施し、健康項目、生活環境項目、水生生物の保全の項目全てにおいて環境基準を達成しております。

地下水では、概況 3 地点、継続監視 10 地点の調査を実施し概況 3 地点では、すべての項目で環境基準を達成しております。

ダイオキシン類では、大気、河川の水質及び底質、土壌において環境基準を達成しております。

基本目標 2 の二つ目の指標は生活排水適正処理割合です。これもまちづくりビジョンの目指そう値の目標の 89.9%のところ、平成 30 年度実績で 89.6%となっております。

次の基本目標 3 持続可能な循環型社会を形成するでは、4 つの指標を定めております。

一つ目が市民 1 人当たりの年間温室効果ガス排出量を取り上げております。平成 23 年度策定の岸和田市地球温暖化実行計画（区域施策）では平成 32 年度目標値 4 t の目標に対して、平成 28 年度実績では 6.9 t となっております。

二つ目の指標項目が市民一人 1 日当たりの一般家庭普通ごみ排出量を取り上げ、これもまちづくりビジョンの目指そう値の目標 384.2 g に対し、平成 30 年度実績では 436.3 g となっております。

三つ目の指標事業系ごみ年間排出量もまちづくりビジョンの目指そう値の目標 24,536 t に対し、平成 30 年度の実績では 33,828 t となっております。

四つ目の指標リサイクル率もまちづくりビジョンの目指そう値の目標 18% に対し、平成 30 年度の実績では 12.3% となっております。

最後に基本目標 4 環境を大切にしたい価値観の醸成と活動を促進するでは、地域の環境保全活動数を指標として、環境フェアの来場者数、市内を流れる 3 河川の清掃参加人数などを取り上げ、平成 30 年度実績では 7,503 人となっており、毎年、増加を目指すものでございます。報告は、以上でございます。

（委員）

3~4 年前に EM ぼかしをやめました。一般家庭ごみの削減が進んでいません。生ごみの乾燥機の補助が年間 10 人では少なすぎ、ほとんど効果が無いと思います。家庭ごみの排出量が増えているとのことですので、生ごみをもっと削減する必要があるのではないのでしょうか。

（事務局）

平成 30 年度のごみの排出量の増加については、災害ごみが増えた影響もあります。一般家庭ごみはこれまで、緩やかではありますが減少傾向でした。事業者については、景気等についても影響されますが、増減しつつも緩やかに増加傾向であると思います。

（会長）

リサイクル率はなぜ低下しているのでしょうか。

（事務局）

正確にはわかりませんが、一つには分別の影響が想定されます。もう一つの理由として、リサイクル率は重さで算出しますが、ペットボトルなどが軽くなっていることや、新聞や雑誌等の発行部数減による紙関係の廃棄量が減少していることにより、ごみ全体に占める資源の割合が減っている影響が出ています。

（会長）

行政による回収だけでなく、市民や自治会による回収分は含まれているのでしょうか。

（事務局）

集団回収分は把握しています。

●その他

(事務局)

今後のスケジュールをご説明します。実行計画について、今後意見をとりまとめて各課に意見照会し、温暖化対策専門部会で庁内の意見と骨子案の最終チェックをして答申案をとりまとめたいと思います。庁内の意思決定機関に諮ったのち、審議会で答申をいただきたいと考えています。現在の審議会委員の任期が3月6日までとなっているため、次回の審議会までに委員の改正があり、同じ委員になるとは限りません。市民委員は現在公募中で、学識経験者等は個別に協議してまいります。

(事務局)

実行計画について、答申をいただくまでに審議会と専門部会を1回ずつ開催予定です。開催予定日程についてはまたご連絡します。

(会長)

本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。これからの審議に活かしてまいりたいと思います。それでは事務局へ進行をお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了いたします。